

令和7年度乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施事業者募集におけるQ & A

令和7年7月8日

NO	質問	回答	公開日
1	賃借料補助 について、「令和7年度以降に賃借により開設した事業所に限る」とありますが、当事業所は令和6年度の試行的事業を実施しておりました。令和7年度は新たに事業所を賃借し、同事業の実施を予定しております。この場合は賃借補助の対象となりますでしょうか？また、賃借契約は令和7年度4月1日以降ということでしょうか？	令和7年度以降に本事業を実施する施設が対象となるため、令和6年度に試行的事業を実施していたとしても補助対象となります。よって、令和7年4月以前の賃貸借契約でも、補助の対象となります。 ただし、賃借料補助について、既存施設の一部を共用して事業を実施する場合は、賃借料補助の対象外となります。	令和7年3月7日
2	収支予算書について、利用者の人数や運営状況を想定して記入するか？	乳児等通園支援事業に関して見込まれる利用者数や対応する経費等を想定・積算した上で作成してください。	令和7年3月7日
3	事業計画書に添付する資料について、「活動内容が分かる書類」とは具体的に何か？	任意団体や個人事業主における活動内容が分かる書類として、例えば、事業内容に関するホームページやチラシ、開業届や商号登記に関する書類などが考えられますが、独自に書類を作成いただいても構いません。	令和7年3月7日
4	令和6年度、誰通を使っていた人は、4月以降改めて申請書を提出する必要はありますか？	令和6年度試行的事業と令和7年度乳児等通園支援事業は法的位置付け等が異なりますので、利用者には改めて利用登録等を行っていただく必要があります。	令和7年3月7日
5	実施方法について、（2）一般型（専用室独立実施）と（3）余裕活用型の違いで、補助額の違いなど、取り扱いについてメリットデメリットがあるのか？	本事業において、実施方法による補助額の違いはありません。メリットやデメリットについては、施設類型や入所状況等によっても異なるものと思われますが、定員と関わりなく受入を行う一般型に対して、定員に達していない場合に受入を行う余裕活用型は、定員が途中で埋まってしまうと乳児等通園支援事業が実施できなくなってしまうため、その場合、利用者にとってはサービスの中断となってしまうため、一般型か余裕活用型かは、利用者が利用施設を選定する際の1つの判断材料にはなり得るものと考えます。また、一般型で実施する場合には、乳児等通園支援事業としての面積を認可する必要がある、通常保育の認可面積と重複することができません。通常保育において、認可面積の変更手続きや面積変更に伴う市の賃借料加算の補助額に変更が生じる可能性があります。	令和7年3月7日
6	利用者が予約時刻より遅れて来た場合の徴収額は変更となるのか？	当初予定時間どおりの利用料金を徴収いただいても構いません。ただし、利用者や施設側の事情等を踏まえた上で、予定時間にかかわらず実際の利用時間に応じて利用料金を徴収いただくことも可能とします。	令和7年3月7日

令和7年度乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施事業者募集におけるQ & A

令和7年7月8日

NO	質問	回答	公開日
7	利用料の徴収方法はどうか？	利用料金の徴収方法については特に指定いたしませんので、現金で徴収いただいてもキャッシュレス決済を導入いただいても構いません。	令和7年3月7日
8	利用に係る同意書や個人情報（病歴やアレルギー、緊急連絡先等）について、市指定のフォーマットがあるのか？またその情報提供について利用日の何日前までの提出を求めてよいのか？	フォーマットの指定はございませんが、参考までに公立保育所で使用するフォーマットを共有させていただきます。提出を求める期限については、特に指定はいたしませんので、各施設で決定いただいても構いません。その場合は利用者に対する事前の説明や周知等をお願いいたします。	令和7年3月7日
9	利用可能な曜日、定員、料金、一人あたりの1日の利用時間、利用者の申込の方法および、利用希望者が定員を上回った場合の選定方法（基準など）については施設の判断で決定できるか？	曜日、定員、1日の利用時間については各施設で自由に設定・提案いただくことが可能です。 利用料金については、こども1人あたり1時間300円という標準を設けておりますので、これと大きく乖離しない範囲での設定をお願いいたします。なお、おむつ代や給食代などを追加で実費徴収いただくことは可能です。 利用者の申込方法に関して、各種様式等については、今後、指定させていただく可能性がございます。また、総合支援システムの稼働に伴い年度途中で運用が変更となる可能性がある点は予め御承ください。 利用希望者が定員を上回った場合の取扱いについて、基本的には先着順とすることを想定しておりますが、各施設にて一定の基準等を設けて利用者を決定していただくことも可能とします。いずれにしても、誤解やトラブル等に繋がらないよう、利用者に対しては事前の説明や周知等を可能な限り丁寧に行っていただきますようお願いいたします。	令和7年3月7日
10	2歳児を対象に幼稚園のプレ保育を実施している施設がありますが、プレ保育は本事業の対象となりますでしょうか？	本事業の実施要綱や基準等を満たしていれば対象となりますが、対象のこどもは、0歳6か月～満3歳未満となっておりますので、3歳の子が利用する場合には、本事業の対象外となります。	令和7年3月7日
11	対象となる「0歳6か月～満3歳未満」の考え方について、利用できるのはいつまででしょうか？	0歳6か月から3歳の誕生日の前々日までの利用が可能です。	令和7年3月7日
12	一時預かり事業（一時保育）を利用しているこどもは、本事業の利用の対象となりますでしょうか？	本事業の対象となる要件を満たしている場合、対象となります。	令和7年3月7日
13	施設等利用給付を受けているこどもは対象となりますでしょうか？	本事業の対象となる要件を満たしている場合、対象となります。	令和7年3月7日
14	普段障害児の通所給付施設（児童発達支援センター、児童発達支援事業所等）に通っている児童（通所給付を受けている児童）は対象となりますでしょうか？	本事業の対象となる要件を満たしている場合、対象となります。	令和7年3月7日

令和７年度乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施事業者募集におけるＱ＆Ａ

令和7年7月8日

NO	質問	回答	公開日
15	10時間を超えて受け入れを実施した分は補助対象となるでしょうか？	一人当たり「月10時間」を上限とするため、それを超える時間については、補助対象となりません。	令和7年3月7日
16	保護者負担については、施設の収入としてよろしいでしょうか？	問題ありません。	令和7年3月7日
17	昼食・おやつ代など実費となる費用は別途徴収してよろしいでしょうか？	保護者の同意のうえ、必要に応じて徴収いただいて問題ありません。	令和7年3月7日
18	キャンセル対応について、統一したルールはありますか？	キャンセル時における利用料金や利用時間の取扱いについては、令和6年度試行的事業と同様、実施要綱（別表第3）に取り扱いを規定しております。具体的には、キャンセル日が前日以前である場合は、利用者の利用料や利用時間に影響はありませんが、キャンセル日が当日以降の場合は、予約時間に係る全額が発生し、予約時間分もその分減算することとしております。	令和7年3月7日
19	令和6年度試行的事業と同様に親子通園も可能となりますでしょうか？親子通園における利用条件等について、特定のルール等はございますでしょうか？	令和7年度事業についても親子通園は可能です。利用条件等については、事業や制度の目的・意義に沿っていれば、事業所判断で対応して構いません。ただし、こどもの育ちの観点から、親子通園が長期間続く状態や利用の条件になることがないよう留意してください。	令和7年3月7日
20	職員を通常保育や一時預かりと兼任した場合それぞれの事業の運営費における算定対象となりますでしょうか？	対象経費を適切に区分し、管理いただくことを前提とし、ご認識の通りです。なお、それぞれの事業で専任要件がある場合は、同一時間帯に複数の事業を兼務することはできません。	令和7年3月7日
21	一時保育室で、一般型（専用室独立実施）によって、乳児等通園支援事業を実施することは可能であるとの認識ですが、相違ないでしょうか。	ご認識のとおりです。ただし、一時保育の受け入れ児童数を減じることが無いよう、余剰の範囲内で、本事業の定員数を定め、実施頂くようお願いいたします。	令和7年7月8日